

1 条例の概要

「兵庫県県産木材の利用促進に関する条例」の概要

目的（第1条）

県産木材の利用促進及びそのことを通じた森づくりの基本理念を定め、関係者の責務並びに役割を明らかにするとともに、県産木材の利用促進等の施策の基本事項を定め総合的かつ計画的に推進し、林業及び木材産業の自立的な発展を図り、もって森林の有する多面的機能の持続的な発揮及び地域創生に寄与する。

基本理念（第3条）

(1) 県産木材の優先活用意識を向上させ、余すところなく利用

(2) 森林の有する多面的機能の維持発揮

(3) 林業生産活動が円滑に循環し、豊かな森林資源を次代に引き継ぐ

関係者の責務・役割（第4～11条）



県産木材の利用促進等に関する指針（第12条）

県産木材の利用促進等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、取組方針及び目標、利用及び供給の確保に関する基本的事項を定める。

県産木材の利用促進等に関する施策（第13～20条）

- 県産材の安定供給の推進
(森林施業の集約化、林業事業者の育成強化、林内路網の整備支援、高性能林業機械の導入促進等)
- 県産木材の加工流通体制の整備
(加工施設、流通施設等の整備支援、品質や生産性の向上への支援等)
- 県産木材の利用促進
(公共施設・住宅等、新分野、新建材・加工技術による用途開発の推進、国内外の販路拡大推進等)
- 木質バイオマスの利用促進
(木質バイオマスの製造・利用施設整備支援、未利用間伐材等の安定供給体制調査・情報収集等)
- 県産木材の利用を通じた森づくりの推進
(間伐及び間伐材の搬出並びに皆伐及び再造林、広葉樹林等の育成支援等)
- 人材の育成 (県産木材利用促進等を担う人材の研修等)
- 普及啓発 (県民が木に親しみ学ぶ機会の確保、県産木材に関する情報の発信等)
- 市町に対する支援 (情報提供等)

2 条例制定の経緯

本県森林資源の成熟化。木材価格の低迷、少子化等による建築用木材等の需要低迷。
⇒森林管理が不十分になり、国民生活、経済に大きく寄与する多面的機能の低下等が懸念



新たな木材利用の需要が増大する可能性を秘めたタイミング

- ① 赤穂市、朝来市、丹波市で木質バイオマス発電所が稼働
⇒ 発電用の需給増大が見込まれる
- ② CLT(直交集成板) や但馬テイポス等、新たな技術開発が進展。
⇒ CLT を活用した兵庫県林業会館の建替
- ③ 兵庫県立森林大学校の開校 (平成 29 年 4 月～)
⇒ 次代の森林・林業・木材産業を担う人材育成



CLT を活用した兵庫県林業会館(神戸市)



<制定までの経緯>

- (1) 平成 28 年 12 月頃から自民党林業振興議員連盟内で条例骨子案の検討がなされ、自民党農政環境部会における検討等を踏まえた後、平成 29 年 3 月 1 日に自民党議員団総会で概要を説明し、各会派と協議・調整することとなった。
- (2) 3 月 2 日開催の各会派代表者会議において、自民党から県産木材の利用促進に関する条例を議員提案により制定する旨の提案がなされ、各会派での協議の結果、同月 13 日開催の各会派代表者会議において、条例案を各会派政務調査会長会に付議し、会派間の協議・調整を行うこととされた。
- (3) 各会派政務調査会長会では、関係団体や当局からの意見聴取、パブリック・コメントの実施を含め、計 9 回の協議・調整を行った。

《政務調査会長会での議論》

- | | | |
|---|---------|--------------------------|
| ① | 3 / 1 6 | 自民党趣旨説明、たたき台提示 |
| ② | 4 / 7 | たたき台に対する各会派意見表明、主要論点座長提示 |
| ③ | 4 / 1 1 | 関係団体意見聴取 |
| ④ | 4 / 1 9 | 主要論点に対する意見表明・協議 |
| ⑤ | 4 / 2 1 | 座長試案提示 |
| ⑥ | 5 / 2 | 座長試案に対する意見表明、パブコメ案確認 |
| ⑦ | 5 / 1 6 | 当局意見聴取 |
| ⑧ | 5 / 2 5 | パブコメ結果整理、条文案の提示 |
| ⑨ | 5 / 3 0 | 条文案の確認 |

- (4) 平成 29 年 6 月定例会に上程・可決 ⇒ 平成 29 年 6 月 12 日付けで制定、施行

3 条例の特色と考える点

- (1) 「前文」及び「目的」に、県産木材の利用促進や森づくりを進めることにより「地域創生」に寄与することを規定していること。
- (2) 「県産木材の利用促進」のみならず、そのことを通じた「森づくり」の施策を推進することとし、災害防止、水源のかん養、地球温暖化防止など森林の多面的機能の維持発揮や、陸から海への栄養塩供給を促し豊かな海の再生に結びつく広葉樹林等の育成等に取り組むことを規定していること。
- (3) 市町について、他県の条例では市町の「責務」や「役割」を規定していないが、本県の条例では「責務」を規定し、市町が、知事の指針を参酌して、県産木材の利用促進等に係る施策の策定及び実施の努力義務を規定していること。
- (4) 森林所有者について、他県の条例では「役割」とされているが、他の事業者と比べて、森林の整備、保全についてより責任が重い立場にあることから、本県では「責務」として規定していること。
- (5) 県立森林大学校を活用した人材育成などを想定し、人材の育成を規定していること。

4 議会として条例の内容の実現に向けて工夫した点

- (1) **県産木材の利用促進等に関する指針による施策の総合的かつ計画的な推進**
条例の第12条において、「知事は、県産木材の利用促進等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、県産木材の利用促進等に関する基本的な指針を策定するものとする。」とし、指針に記載すべき事項や公表について定めている。
 - (2) **実施状況の公表**
条例の第22条において、「知事は、県産木材の利用促進等に関する施策の実施状況をとりまとめて公表するものとする。」とし、公表とあわせて、議会に対しては当局から常任委員会等へ報告を行うこととしている。
- ⇒ 議会としてもしっかりとチェックし、政策推進のための議論を行っていく。